

岩手県告示第295号

平成29年度において岩手県が発注する物品の製造の請負又は物品の買入れに係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成28年岩手県告示第937号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
別表		別表	
事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所	事務所又は事業所の所在地	交付場所及び提出場所
盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡広域振興局経営企画部</u>	盛岡市 八幡平市 滝沢市 岩手郡 紫波郡	<u>盛岡広域振興局盛岡審査指導監</u>
花巻市 北上市 遠野市 一関市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡	<u>県南広域振興局総務部</u>	奥州市 胆沢郡	<u>県南広域振興局奥州審査指導監</u>
		花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	<u>県南広域振興局花巻審査指導監</u>
		一関市 西磐井郡	<u>県南広域振興局一関審査指導監</u>
釜石市 上閉伊郡	<u>沿岸広域振興局経営企画部</u>	釜石市 上閉伊郡	<u>沿岸広域振興局釜石審査指導監</u>
宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）	<u>沿岸広域振興局経営企画部宮古地域振興センター</u>	宮古市 下閉伊郡（普代村を除く。）	<u>沿岸広域振興局宮古審査指導監</u>
大船渡市 陸前高田市 気仙郡	<u>沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター</u>	大船渡市 陸前高田市 気仙郡	<u>沿岸広域振興局大船渡審査指導監</u>
久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡（ <u>軽米町及び九戸村を除く。</u> ）	<u>県北広域振興局経営企画部</u>	久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち野田村及び洋野町	<u>県北広域振興局久慈審査指導監</u>
二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	<u>県北広域振興局経営企画部二戸地域振興センター</u>	二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡	<u>県北広域振興局二戸審査指導監</u>
備考1 [略]		備考1 [略]	
2 提出場所が <u>県南広域振興局総務部</u> の場合については、次の場所に提出することができます。		2 提出場所が <u>県南広域振興局花巻審査指導監</u> の場合については、次の場所に提出することができます。	
(1) <u>県南広域振興局総務部花巻総務センター</u>		(1) [略]	
(2) <u>県南広域振興局総務部一関総務センター</u>		(2) [略]	
(3) [略]			
(4) [略]			
(5) <u>県南広域振興局土木部千厩土木センター</u>			
		3 提出場所が <u>県南広域振興局一関審査指導監</u> の場合については、 <u>県南広域振興局土木部千厩土木センター</u> に提出することができます。	

備考 改正部分は、下線の部分である。